

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
〔住宅手当緊急特別措置事業〕

生活福祉課

☎973-4982

離職者であつて、就労能力と常用就職の意欲がある方のうち、住宅を失つた、または失う恐れのある方を対象に住宅の確保と再就職の支援を目的に賃貸住宅の家賃について、6か月を限度として「住宅手当」を支給します。

【申請期間】 現在申請受付中
 平成25年3月29日（金）まで

【申請場所】 生活福祉課（健康福祉センター3階）

【支給対象者】 申請時に次の要件のすべてに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②離職前に主たる生計維持者であった方（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚などにより、申請時には主たる生計維持者になつている場合も含む。）
- ③就労能力と常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行い、就職活動を行う方
- ④住宅を失つた、または賃貸住宅に居住しているが、住宅を失う恐れがある方
- ⑤申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入の合計が次の金額であること
 ・単身世帯：8万4千円に家賃額

※ただし住宅手当基準額が上限を加算した額未満

- ・2人世帯：17万2千円以内
- ・3人世帯以上：17万2千円に家賃額（ただし住宅手当基準額が上限）を加算した額未満

⑥申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること
 ・単身世帯：50万円
 ・複数世帯：100万円

⑦国の住居等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付または給付（職業訓練受講給付金など）、自治体等が実施する類似の貸付または給付を、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族が受けていない方
 ⑧申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族のいづれもが暴力団員でない方

【申込方法】 申請時に申請者本人の顔写真の他に、本人確認、離職票、収入預貯金、求人申し込み等を確認できる書類、印鑑が必要です。
 ※事前に電話にてお問い合わせください。

【社会福祉協議会の貸付制度】

賃貸住宅の入居に必要な敷金、礼金等の初期費用や当面の生活費等の一時的な資金が必要な方で社会福祉協議会の「総合支援資金」や「臨時特例つなぎ資金」の貸し付け要件を備えている場合は、貸し付けを利用することができまふ。詳しくは、うるま市社会福祉協議会（☎973-5459）までお問い合わせください。



家庭用生ごみ処理機購入助成金

環境課

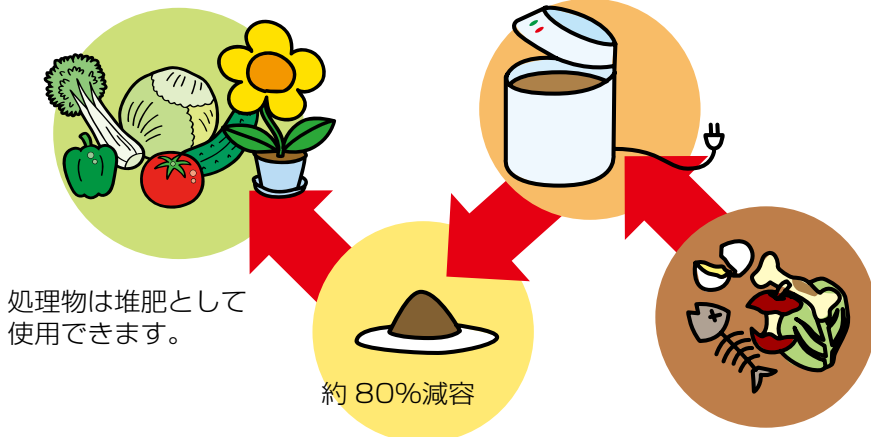
☎973-5594

家庭から出る生ごみの量を減らすため「生ごみ処理機」の助成を行っております。市内在住（1年以上）の方ならどなたでも交付を受けることができます。助成金の額は、処理機1基当たりの購入額の2分の1を助成（最大3万円）。一世帯につき1基とします。購入前に環境課で手続きを行ってください。

【対象】 うるま市に住所を有し、1年以上居住して市税等で滞納のない方（以前助成金の交付を受けて5年を経過していない方は申請できません）

【定員】 約20人（先着順）

生ゴミ処理機による減量化の過程



- 【申込時に必要なもの】
- ①住民票謄本
 - ②完納証明書（市民税・固定資産税・軽自動車税等）
 - ③助成金交付申請書（窓口にて）
 - ④印鑑
- 【申込場所】 環境課窓口（本庁地下）
 【申込期間】 6月11日（月）～
 ただし、定員に達し次第終了します。